(v)　当該法人が次のいずれにも該当しないこと。
(イ)　暴力団員等がその事業活動を支配するもの
(ロ)　法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。(vi)(ニ)及び(2)(vi)(ロ)において同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの
(vi)　当該法人の役員が次のいずれにも該当しないこと。
(イ)　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
(ロ)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
(ハ)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
(ニ)　法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
(ホ)　暴力団員等
(ヘ)　認定特定研究成果活用支援事業者が法第二十一条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定研究成果活用支援事業者の役員又はその無限責任組合員たる法人の役員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの
(2)　特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合が次のいずれにも該当するものであること。
(i)　認定特定研究成果活用支援事業者たる株式会社が無限責任組合員として業務を執行するものであること。
(ii)　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人（以下「業務執行法人」という。）の役員及び支援・投資委員会（支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を決定する合議制の機関をいう。(iv)(イ)及び(ロ)において同じ。）の構成員が、特定研究成果活用支援事業の実施に関し、必要な知識、能力及び実績を有する者であること。
(iii)　業務執行法人の役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役職員以外の者である社外取締役であること。
(iv)　特定研究成果活用事業者に対する支援の実施に当たり、業務執行法人において次に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。
(イ)　支援・投資委員会（その構成員の三分の二以上が関係国立大学法人等役職員以外の者であり、かつ、その構成員に(iii)に規定する社外取締役が一人以上含まれているものに限る。）
(ロ)　役員及び支援・投資委員会の構成員による職務の執行を監査する独立性及び専門性を有する機関
(ハ)　技術に関する研究成果に通じ事業を見極める機能と事業性を判断する機能を備えた体制
(ニ)　類似の民間事業者の慣行を踏まえ、その役員若しくは使用人の賞与等を支援の対象となる特定研究成果活用事業者の業績と連動させること又は当該役員若しくは使用人の報酬等の水準を適切に設定すること等、当該法人の役員及び使用人が責任をもって業務を行うことができる執行体制
(ホ)　特定研究成果活用支援事業が国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における研究の進展に資するものであることに鑑み、特定研究成果活用事業者に対する支援の実施状況等について、国及び当該国立大学法人等との間で意見交換を密接に行う体制
(v)　当該投資事業有限責任組合の組合契約書に、支援担当者（業務執行法人の役員又は使用人であって、当該投資事業有限責任組合における支援を主として行う者をいう。）の氏名及び当該支援担当者の変更に係る適切な手続を記載していること。
(vi)　業務執行法人が次のいずれにも該当しないこと。
(イ)　暴力団員等がその事業活動を支配するもの
(ロ)　法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの
(ハ)　その役員のうちに(1)(vi)(イ)から(ヘ)までのうちいずれかに該当する者があるもの
(vii)　当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。
(イ)　暴力団員等
(ロ)　法人でその役員のうちに(イ)に該当する者があるもの
(ハ)　暴力団員等がその事業活動を支配するもの
(3)　当該計画に基づき実施される特定研究成果活用支援事業において支援の対象とする事業活動が、次に掲げる要件を満たすものであること。
(i)　我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
(ii)　国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における学術研究の進展に資するものであること。
(iii)　国民経済における生産性の向上その他の社会的ニーズへ対応したものであり、かつ、新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること。
(iv)　当該計画の期間内に、特定研究成果活用支援事業者が保有する特定研究成果活用事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること。
(4)　当該計画に基づき実施される特定研究成果活用支援事業全体について、特定研究成果活用支援事業者と協調して、民間事業者等からの出融資による資金供給が行われるものであるとともに、支援の対象となる個別の特定研究成果活用事業についても、原則として、特定研究成果活用支援事業者と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われるものであること。
(5)　政策目的を踏まえ、適切な分散投資を行うものであること。
(6)　類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないよう配慮し、民業補完に徹するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保しながら、率先して支援を行うものであること。
(7)　特定研究成果活用事業者に対する支援の計画を株式の処分の適切な時期等を含めて十分検討するとともに、支援の実施の決定後にあっては、積極的な経営又は技術の指導を実施することにより、当該特定研究成果活用事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。
(8)　特定研究成果活用事業者に対する支援を主として直接行う（特定研究成果活用支援事業者が法人である場合にあっては、当該法人が業務執行法人である特定研究成果活用支援事業者たる投資事業有限責任組合を通じて支援を実施する場合を含む。）ものであること。
(9)　他の投資事業有限責任組合（特定研究成果活用支援事業者が法人である場合において、当該法人が業務執行法人である特定研究成果活用支援事業者たる投資事業有限責任組合を除く。）に出資する場合にあっては、当該投資事業有限責任組合が政策目的を踏まえて適切な投資を行うことを契約等により担保するとともに、必要があると認めるときは説明を求めること等により適切にフォローアップを行うものであること。
(10)　当該計画の期間における支援を通じて、保有する株式等の処分等を行うことによって得られる総収入額が総支出額を上回るように、財務諸表等の指標に基づく基準を設定し、これを継続的に把握すること等により、支援を行う特定研究成果活用事業者の事業活動について、事業年度ごとにその進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。
(11)　特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他の連携が国立大学法人等その他の関係者との適切な役割分担の下で行われるものであること。
(12)　個人及び特定研究成果活用事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ情報公開を一般に行うとともに、特定研究成果活用支援事業者に出資する国立大学法人等や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、その事業の透明性を確保するものであること。
(13)　新しく起業する事業者に支援を行うことができる人材を将来にわたって育成するものであること。